

第 9 回 協 議 会

(平成 1 5 年 8 月 5 日開催)

会 議 録

西伯町・会見町合併協議会

第9回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成15年8月5日

開催場所 会見町役場2階大会議室

出席委員 坂本 昭文 三鴨 英輔 加藤 節雄 野間田憲昭
 森岡 幹雄 宇田川 弘 梅原 弘誓 福田 次芳
 吉次 堯明 磯田 順子 岡田 昌孫 板 秀樹
 橋谷 守江 秦 豊 佐伯 勝人

欠席委員 亀井 雅議 橋谷 守江 塚田 勝美

出席職員 合併推進室長 奥山 俊二 合併推進室次長 桐林 正彦
 合併推進室長補佐 岡田 厚美 合併推進室長補佐 米原 稔晃
 合併推進室主事 前田智恵子 会見町総務課長 米原 俊一
 西伯町総務課長 藤友 裕美 会見町町民生活課長 野口 晃
 西伯町町民生活課長 生田 和久 会見町福祉保健課長 赤井 安男
 会見町建設課長 米澤 睦雄 西伯町建設水道課長 藤原 良一
 西伯町出納室長 山岡 永子 会見町出納室長 加藤 伸
 西伯町健康福祉課長補佐 関 秀隆 西伯町健康福祉課主幹 谷口 秀人
 西伯町建設水道課主幹 畠 稔明

(午後1時30分 開 会)

奥山室長 時間になりましたので、只今から始めさせていただきたいと思います。

委員の皆さん、傍聴者の皆さん、また報道各社の皆さん、本日の第9回の合併協議会にお出かけいただきまして、ありがとうございます。8月になりまして、続いております雨が上がり、急に暑くなった今日この頃でございます。本日、8月5日は、来年の平成16年10月1日の合併まで423日前となります。引き続きまして、合併への取り組みに御協力をお願いいたします。

それでは、ただいまより西伯町・会見町合併協議会第9回会議を開催させていただきます。

最初に、本日の委員の皆様の出席状況であります。西伯町、塚田委員、会見町、橋谷委員、それから鳥取県市町村振興課民生推進室長の亀井委員、合わせまして3名の委員の方が欠席でございます。したがって、委員17名のうち14名の方が出席であります。本協議会の会議の成立要件であります。西伯町・会見町合併協議会規約第10条第1項の規定では、委員の半数以上の出席で成立するとなっております。したがって、本日の会議は成立することを御報告いたします。

日程に従いまして進めさせていただきます。

まず、会長の挨拶であります。西伯町、坂本町長よりご挨拶をお願いいたします。

坂本会長 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

梅雨が明けまして大変暑い日が続いておりますけれども、委員の皆さん方には、鋭意合併協議などにつきまして御精励賜っておりまして、ありがとうございます。前回は、7月の22日に西伯町の森林公園、森の学校の方で開催いたしました。今回は会見町役場でお世話になるということですが、今日はよろしく願い申し上げたいと思います。

この間、7月の26日に、実は天神川流域の合併協議会が主催いたしますところのシンポジウムがございまして、私出かけてまいりました。そこで地方制度調査会の委員をなさっておられます神野先生、個人的にもちょっと親しくさせていただいておりまして、お話をゆっくり伺ったわけですが、大きな合併がいいということは最初から最後まで一つもおっしゃいませんでした。大変注意深く聞いておったわけですが、いわゆる地域協議会というような小さな自治組織というものを必ずつくって、効率性が悪くなったところを補う必要があるというようなことを中心にお話しになりました。

御案内のように、中部は、倉吉、三朝、関金、北条、大栄という大きな合併を模索して

おりますけれども、やはりこの外部効率性、内部効率性が悪くなるということでございまして、その内部効率性を補完するために地域の自治組織というようなものを必ずつくりたいとうまくまちの自治制度が機能していかないと、こういう御講演がございまして、楽屋裏で、西伯町はどうするのかということでございまして、お隣の会見町さんと小さな合併で進めたいということをお話いたしましたところ、非常に喜んでいただいて、いい選択をしておるということで激励をいただいております。また、困ったことがあれば何でも相談にのるのでということもいただいております、意を強くしたような次第でございます。

そういうこともございましたし、それから東出雲町も投票になりまして、これも住民サイドの運動が実を結ばなかったという結果になりました。町長さんにちょっと電話でお話させていただきましたけれども、東出雲町では単独でいくという選択の中で、一部事務組合の扱いが住民によく周知されていなかったのではないかなというようなことで、また新たな火種といいましょうか、決着がなかなかつかない状況が続いておるということで悩んでおられました。近いうち町長選挙があるようでございまして、そういう選挙を通じてはっきりさせていきたいということのようでもございました。

いずれにいたしましても、町の将来をかけて、それぞれの地域で真剣に議論がなされておりました、きょうは合併協も、そういう意味では今日まで大変お世話になって、きょうは9回目の会議ということでございまして、大変順調に協議がなされておることです。うれしく思っております。今後ともひとつ、いわゆる大詰めにそろそろ差しかかっておりますので、鋭意御協議を賜りまして、妥当な合併協議ができますようによくお願いを申し上げます、ごあいさついたします。

奥山室長 ありがとうございます。

本日の会議の進行であります、西伯町・会見町合併協議会規約第10条第2項の規定では、会議の議長は会長が当たるとなっております。坂本会長にて会議の進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

坂本会長 そういたしますと、まず日程に従いまして、議事録署名委員の指名を行わせていただきたいと思います。私の方で指名しますので、よろしくお願いいたします。

福田次芳委員さん、吉次堯明委員さんをお願いいたします。

早速でございますけれども、協議事項の1番、建設事務の取り扱いについてを議題としたいと思っております。

事務局から説明をお願いします。

奥山室長 事務局から申し上げます。

議案第1号、建設事務の取り扱いにつきまして、議案の3ページをごらんいただきたいと思ひます。新町におけます建設事務の取り扱いのうち、急傾斜地崩壊防止対策事業の地元負担金については、新町において調整することとするということでございます。

これは、7月3日の第7回会議におきまして、調整方針の扱いが結論に至らず、専門部会にて再度協議ということございました。西伯町におきましては、地元負担金が20%、町の負担はなし。会見町におきましては、地元負担金が13%、町の負担が7%ということございましたが、事務局の方針といたしましては、西伯町の例によるということで、地元負担金20%ということて提案をしたところでございます。

現在のところ、この制度につきましては、活用はしてないということでもありまして、合併時まで決定を急ぐ案件でもないというようなことてございまして、新町において調整することにしたいと考えています。よろしくお願ひいたします。

坂本会長 ただいま事務局から説明のございました建設事務の取り扱いのうち、急傾斜地崩壊防止対策事業の地元負担金については、従来からいろいろ議論が進んできましたけれども、妥当な結論にも至りませんし、新町で調整しようということのようてでございます。委員の皆様方の御質疑や御意見をお願ひしたいと思ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 御質疑や御意見はないようてございますが、議案第1号については、このような取り扱いにすることと決してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと、議案第1号につきましては、新町において調整することとするという、原案どおり決しました。

次に移りたいと思ひます。議案第2号、環境業務（環境保全）の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願ひします。

事務局。

奥山室長 事務局から申し上げます。

4ページの議案第2号、環境業務（環境保全）の取り扱いにつきまして、新町におけます環境業務（環境保全）の取り扱いにつきましては、平成15年7月22日開催の西伯町・会見町合併協議会第8回会議提案事項の第1号のとおりでございます。

前回提案をいたしまして、ISO14001、リサイクル事業等につきまして質問が
ありましたが、問題点等はございませんでした。主に、西伯町の例により取り組むというの
方向で提案がなされたところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

坂本会長 ただいま事務局から説明がございましたように、7月22日開催の第8回協
議会の提案事項第1号のとおりとするということでございますが、前回の提案の折には特
に争点といったようなものはなかったというように記憶しております。そういうことも踏
まえまして、議案第2号につきまして、御質疑や御意見はございませんか。

岡田委員。

岡田委員 毎回大変恐れ入りますが、法令とか規程、要綱、要領に沿わんような発言を
ずっと続けておりまして申しわけないと思っています。

また聞するところによりますと、法勝寺中学校の生徒諸君が、法勝寺川の水質検査で
ございますか、そういったようなことに取り組んでおるということを聞いたことがございま
した。これはすばらしいことだなと思っています。特に、新町のまちづくりについて、
次代を背負う町民諸君が参画することが大いに期待をされておるといような中で、特に
環境分野というのは我々の取り組みやすい分野ではないかというふうに思っておるわけ
ございまして、この計画を見せていただいて、環境に関する行動計画ということの中で、
特に青少年の参画を促すような取り組みをまちづくり計画の中に盛っていただくようなこ
とができればということのを要望したいと思っています。以上でございます。

坂本会長 要望でございますね。

何か事務局の方でありますか。ありますか。

野口課長。

野口課長 まちづくり委員会の中で検討させていただきたいと思います。

坂本会長 御要望が反映されるように、ひとつよろしく検討してください。

ほかに御質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますが、議案第2号、環境業務（環境保全）の取り扱いに
ついては、原案のとおり承認するというところでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと、議案第2号につきましては、原

案のとおり御承認をいただいたということで、次に移らせていただきます。

議案第3号、介護保険事業の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局。

奥山室長 事務局より御説明をいたします。

議案第3号、介護保険事業の取り扱いにつきまして、新町におけます介護保険事業の取り扱いにつきましては、平成15年7月22日開催の西伯町・会見町合併協議会第8回会議提案事項第2号のとおりでございます。

前回の提案であります、国の制度や現在行われております広域連合での事業でありまして、今後構成をいたします4町村の枠組みにより決定されるものというところでございまして、別段、それについての意見等はなかったように思っております。よろしく願いをいたします。

坂本会長 議案第3号については、今、事務局の方がお話ししましたように、4町村の構成しておる、連合でやっておるわけございまして、この枠組みのいかんによってまた介護保険の取り扱いも違うというような課題は残しておりますけれども、一応前回御説明をいただいた中では、特に議論はほかにはなかったというように思っております。皆様方でそういうことを踏まえまして、御意見や御質疑があればお願いいたしたいと思えます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますが、原案のとおり承認してもよろしゅうございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、議案第3号、介護保険事業の取り扱いについては、原案のとおり御承認いただきました。

次に移らせていただきます。議案第4号、障害福祉事業の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局。

奥山室長 事務局より御説明をいたします。

議案第4号、障害福祉事業の取り扱いについて、新町におけます障害福祉事業の取り扱いにつきましては、平成15年7月22日開催の西伯町・会見町合併協議会第8回会議提

案事項第3号のとおりでございます。

前回提案でございますが、国の制度が大半でありまして、単独分といえますか、単市町分であります福祉タクシーの助成の件、それから精神保健福祉団体支援の内容、それから心身障害者福祉年金の考え方等について御質問があったところでございます。宿題というような部分はございませんでした。

以上、よろしく願いをいたします。

坂本会長 議案第4号、障害福祉事業の取り扱いについて、ただいま事務局の方から説明をいたしましたが、皆様方の方で御質疑や御意見はございませんか。

岡田委員。

岡田委員 これについても1点ちょっと気になることがあるもんでして、それに対する要望を申し上げておきたいと思えます。

実は、交通費助成にちょっと関連があるといえはるようでございます。両町の中で、学齢期の児童生徒諸君の中で養護学校に何名か通っておるお子さんがあるということは聞いておるわけでございます。それらの交通手段について、大きい子は公共交通機関を一人で使って通学する能力はございます。けれども、小学生あたりはちょっとそういうことができませんので、親御さんがかつては勤めをやめてでも、そしてパートに切りかえてでも送り迎えをやっておられるという事例を、私も現場におったときに体験をしておるわけでございます。次第に、県の方でも県立の養護学校については車両を準備することになりました。ところが、聞いてみますと、市内回りほどで手いっぱい、どうも郡部とか奥部の方まで配車をしていないというようなことも聞いておるわけでして、もしそういうようなことで、両町の中で、3つほど養護学校があるわけでございます。それらに通っておるお子さんの交通手段が親御さんの送迎のみに頼っておるような例がもしあるとすれば、何らかの助成というか、援助というか、できんもんかなということを申し上げたいと思えます。

というのは、そういう学校に入らせたくても交通手段が親の一手にかかるということのためによささないというようなことも実はあったと思えます。その辺を、私は、ちょっと今、現場におりませんので実態を知りませんが、改良するようなところがあれば改良すると。あるいは県の方に申し入れをして、奥部の方にも配車をしていただくとか、というようなことをお願いできたらと思っておるところでございます。以上です。

坂本会長 事務局の方で現状を把握しておられますか。

赤井課長。

赤井課長 岡田委員さんの方からうちの課の方に問い合わせがありましたものは、うちの担当の方で調べました結果、町内の、会見町だけしかちょっと調査の方しておりませんが、4名の方が養護学校に通学を、皆生養護のですか、2名ずつ、4名の方が通学されておられるということは調べておりますが、そのうち、4名の方 部が家族の方が送りの方はされて、迎えの方は、岡田委員さんの方からもありましたように、交通機関を一部使ってやるような帰りは利用されておるかと思えます。また、迎えは家族の方という方もあります。

一つは、身体障害者の方と、それと知的障害の方が養護学校に通っておられまして、知的の場合につきましては、なかなか交通機関での通学というのは困難ではないかと思っております。ですから、そういう点を考えまして、また県なり国、また要望といいますが、そういう格好で働きかけをしてみたいと思っております。

坂本会長 西伯町の方は。

関補佐 つかんでおりません。

坂本会長 つかんでいない。

岡田委員 ちなみに申しますと、就学奨励に関する法律からいえば、そのあたりは県が交通費助成については責任を持つような表現になっておりますもんですから、これはやっぱり県に対する働きかけということを第一にやっていただくということではなからうかというふうに思っております。

坂本会長 今、この間、新聞では日南町の障害の方が養護学校にお通いになるのを県の方がするという報道がなされておりましたので、県の方にそういう交通手段の確保というふうなことについては要望していかなければいけませんからね。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございます。障害福祉事業の取り扱いについては、原案のとおり御承認をいただいたということでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと、本日予定しております協議事項についてはすべて終了いたしました。

日程に従いまして、5番の提案事項に移らせていただきたいと思います。

(1) 番の水道事業の取り扱いについてを議題といたしたいと思えます。

事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局。

奥山室長 失礼します。事務局の方から申し上げます。

7ページをごらんいただきたいと思います。提案事項第1号、水道事業の取り扱いにつきまして、新町におけます取り扱いにつきましては、別紙のとおりとするということでございまして、提案事項の別紙をごらんいただきたいと思います。

その説明につきましては、建設水道部会の会見町建設課、米澤課長より説明をいたします。よろしくをお願いいたします。

米澤課長。

米澤課長 そうしますと、町の施策、調整方針について、建設水道部会の水道事業の取り扱いについて提案をさせていただきます。

1ページ目をはぐっていただきますと、上水道事業から出ております。まず、上水道事業、これは西伯町しかございません。平成15年3月31日現在の概況、それから主要施設等載せております。ちなみに、行政区域内人口8,294人、それから給水計画人口ですが7,200人というようにずっと載せております。それから、主要施設は、水源池は5カ所、配水池が7カ所、それから簡易専用水道が5カ所。簡易専用水道と申しますのは、10トン以上の受水槽を持っている施設でございます。病院、小・中学校、やまと園等、大きな施設でございます。浄水場の管理につきましては直営管理で、ただし、落合浄水場につきましては、業者委託をしております。会見町は該当ございませんので、調整方針は西伯町の例によるというふうにしております。

続きまして、はぐっていただきますと、簡易水道でございます。これは西伯町、会見町、両方ございます。平成15年3月31日現在の概況を載せております。

主要施設につきましては、西伯町の方が、水源池が6カ所、配水池7カ所、簡易水道6カ所でございます。会見町の方は、水源池4カ所、配水池5カ所、簡易水道は2カ所でございます。管理につきましては、両方とも直営管理でございます。調整方針といたしましては、これは各町の制度を継続するというふうに記載しております。

続きまして、その下に飲料水供給施設というのがございますが、これは給水人口100人以下の簡易水道でございます。これが、西伯町に3カ所ございます。会見町にはございません。したがって、調整方針は西伯町の例によるというふうにしております。

続きまして、3ページでございますが、水道料金、これは上水道でございます。西伯町

だけしかございません。平成15年4月1日現在の水道料金の単価表、従量料金載せております。会見町はございませんので、調整方針といたしましては、西伯町の例によるというふうにしております。

続きまして、はぐっていただきまして、簡易水道についてでございます。西伯町、会見町でございますが、西伯町の方は、簡易水道につきましては、水道料金の単価表、基本料金、それから従量料金、これが東上簡易水道とその他の簡易水道、料金が分かれております。会見町の方は、2カ所簡易水道でございますが、どちらも統一しております。それで、調整方針の方といたしましては、西伯町の中で分かれておるものが、果たして合併したときにきちんと統一ができるかということになりますと非常に、今の段階では無理でございます。ということで、ここは各町の制度を継続するというふうにしてありますが、ただ合併後、新町になった後、やはりプロジェクトなりを組みまして、やはり水道料金の統一化に向かってはいかなければならないんじゃないかというふうには考えております。ただ、調整方針といたしましては、各町の制度を継続するというふうにしております。

続きまして、上水道の加入金、これは西伯町だけでございます。調整方針は、西伯町の例によるというふうにしております。

続きまして、5ページ、簡易水道の加入金についてでございますが、西伯町は一律40万円でございます。会見町の方は13ミリ、20ミリ、25ミリというふうに分けておまして、加入金も違ってあります。これも統一がなかなか難しいということで、これも各町の制度を継続するというようにしております。

続きまして、手数料についてでございますが、西伯町が給水装置工事業者指定、1件につき1万円、給水工事の設計審査、1件につき2,000円。会見町の方も、この件についてはございますが、それ以外に会見町の方は給水工事の設計手数料、工事費の100分の5、それから各種証明手数料、1件につき300円というのがございます。調整方針といたしましては、会見町の例による。ただし、給水工事の設計手数料、これは今やっておりますので、これは廃止をするというふうにしてあります。

続きまして、検針についてでございますが、西伯町、メーター検針はシルバー人材センターに委託をしております。1カ月ごとに検針をしております。ただし、東上簡水については2カ月に1回でございます。会見町の方は、メーター検針は各区に委託しまして、2カ月ごとに検針をしております。ただし、天万、寺内、市山、福里、ここは検針員を選任いたしまして、2カ月ごとに検針。それから、金田はシルバー人材センターに委託をし

して、2カ月に一遍検針しております。

それから、検針手数料につきましては、両町とも1件につき60円でございますが、会見町の方は2カ月に一遍でございますので、年6回というふうにしております。これは、調整方針といたしましては、上水、簡水とも検針回数は会見町の例により、2カ月に1回です。ただし、公共、それから事業所は1カ月に1回だそうです。それから、検針の委託先についてでございますが、これは西伯町の例によるということで、シルバー人材センターに委託しようというふうにしております。検針手数料につきましては、これは西伯町の例による。これはどちらでも構いませんが、一応西伯町の例によるとしております。それで、このメーター検針につきましては、平成16年度中は各町の例によることといたしまして、平成17年度から上記の方針に統一する考えでございます。

続きまして、6ページ、水道料金の減免、宅内漏水減免については、これは西伯町、会見町、両方とも一緒でございますので、両町の制度を継続するというふうにしております。

それから、指定給水装置、工事事業者、西伯町が現在35社、それから会見町が現在41社でございます。これは、ダブっている事業所もございまして、これは両町の制度を継続していくというふうにしております。

それから、水道給水維持管理、これもメーターまでは町の管理ということでございまして、両町の制度を継続する。

それから次に、水道施設工事でございますが、西伯町は、上水道が絹屋地区施設改良と。これが平成15年度事業完了予定でございました。それから山田谷地区施設改良、これが平成16年度事業完了予定でございます。会見町は、上水道の工事はございません。

続きまして、簡易水道につきましては、西伯町が東上簡易水道施設改良、これが平成16年度完了予定をしております。会見町につきましては、簡易水道は池野鶴田簡易水道の拡張工事を現在かかっておりまして、本年度配水池の築造をいたしますが、これが大体平成19年度に配水管の布設工事が完了予定でございます。

続きまして、7ページについてでございますが、水道料金の賦課徴収の方法についてでございますが、上水道は、西伯町、2カ月ごとに現在、納付書を送付しておりますが、これは北部と南部に分けておりまして、北部が奇数月、南部が偶数月に徴収するようにしてございます。会見町は、上水道は該当がございません。

簡易水道につきましては、西伯町が1カ月ごとに納付書を送付する。ただし、東上簡水は2カ月に1回と。会見町の方は、簡水でございますが、2カ月ごとに奇数月に納付書を

送付するというふうにしております。

それから、納付書配布手数料につきましては、西伯町が1件10円、会見町が1件20円でございます。

それから納付書の配布先、これが、西伯町は区長と納税組合です。会見町は、区長でございます。

調整方針といたしましては、会見町の、まず料金の徴収についてでございますが、これは会見町の簡易水道の例によるというふうにしております。ただし、公共と事業所は1カ月に1回とするというふうにしております。それから、簡易水道の方は、会見町の例によると。それから、納付書の配布手数料につきましては、これ10円違っておりまして、高い方の、会見町の例によるとしております。それから、納付書の配布先につきましては、西伯町が納税組合を使っておりますので、各町の制度を継続するというふうにしております。ただし、この水道料金の賦課徴収につきましても、合併が16年度中でございますので、事務的に非常に難しい面がございますので、平成16年度は各町の例によることとして、平成17年度から上記の方針に統一するというふうにしております。

続きまして、簡易水道委員会でございますが、西伯町はございません。会見町の方は、委員構成等ということで、議員さん2名、それから簡水の使用者が10名、任期2年でございます。所掌事務が簡易水道の運営及び建議でございます。これは、西伯町にお聞きしましたところ、公共料金の負担に対する、どうも専門の委員会があるようでございますので、そちらの方に料金の関係はやっていただきたいということで、調整方針といたしましては、合併時に廃止するというふうにしております。

以上でございますが、一つ言い忘れておりますが、今現在、専門部会の方で1件だけ、西伯町の上水道と、それから会見町の会見水道ですが、簡易水道、これがつながないかということでも考えておりまして、合併した後、その方向でちょっと検討をしてみたいと思っております。以上です。

坂本会長 ありがとうございます。ただいま水道事業の取り扱いについて、米澤課長から説明がございました。皆さん方の方で御質疑等承りたいと思います。

福田委員。

福田委員 2カ所だけちょっと質問をさせていただきたいと思います。

4ページの簡易水道の料金のことでございます。ちょっとこれを見させていただきまして、非常に、新しい町になっても相当差があるんだなという実感はわかりますが、合併のメ

リットといいましょうか、そうした一つの行政区域内の中であって、これをどう調整をしていくかという、私、個人的に今日まで大きな関心は持ってあったわけでございます。しかしながら、先ほど説明がございましたように、非常に統一化の問題を早急にとというのは難しく、確かにそのとおりだろうというぐあいには思っております。しかし、いずれ難しい問題でも、同じ、今度行政区域に入ってみますと、やはり早急に整備をしなければならんのではなかろうかっていいものは、西伯町で簡水と上水の問題が非常に問題と議論の解消になるわけでございますし、そうした面から、私は、今回要望といいましょうか、ひとつ課題の方で、若干そうした問題をここで明示をしておいた方がよかろうじゃないかなという気が、今聞いた中で思いますんで、それに対してどうだろうかということが1点でございます。

それから、同じく5ページの加入金の問題でございます。これも金銭、金額的な問題でございますから、あわせて実態、あるいは統一に向かったの課題と方向性というのを、やはりこの合併をする前の条件として、何らかのものを示しておく方がよかろうじゃないかなというぐあいには思いますんで、それらについての考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

坂本会長 事務局の方から。

米澤課長。

米澤課長 まず、簡易水道の料金についてでございますが、確かに委員さんのおっしゃいますとおりで、新町になりまして、各簡易水道、それから上水道において料金が違うといいものは、確かにとは思いますが、ただ西伯町が今現在、上水道、それから簡易水道が2種類のというふうに料金が分かれておりますが、これは簡易水道ごとに、やはり投資的経費の関係もございまして、それを料金の方に盛り込んでということもございまして、会見町の方は、今現在これは、会見の簡易水道と、それから池野鶴田の簡易水道が分かれておりましたときに、これを一本化するときに、ずっと何年間をかけて徐々に、段階的に水道料金を引き上げるような形で統一をしております。ですから、もし仮に、これを同じ料金に統一をさせるということになりますと、まず簡易水道事業自体の全体額がわかって、その中でどういうふうにしたらその簡易水道事業会計が維持できるかということをお前提にいたしまして、料金は決定せんといけません。ただ、その料金が安いとは限りません。合併した、全部統一したときに、ですので、その辺からじっくりと考えていかなければならないとは思いますが、これは合併した後もしばらく時間はかかると考えております。

続きまして、簡易水道の加入金についてでございますが、これも会見町の方はもう一律、13ミリから50ミリ以上までこういう加入金を設けておりまして、実際、今現在、池野鶴田簡易水道の事業をしておりますが、その投資的な部分はここに、利用者からいただくような形はとっておりません。ただ、西伯町の方は、その簡易水道ごとに事業がございまして、大体分担金的な形で、最初に、分岐からメーター設置が10万円、それから負担金が30万円というふうにとっているようにございますが、これにつきましてもなかなか統一化というのは今現在では難しいのではないかと。仮に合併した後でございますが、これもなかなか簡易水道ごとに実態が違っておりますので、統一化ということがちょっと今すぐにはできないというふうには考えております。以上です。

坂本会長 どうぞ、福田委員。

福田委員 統一化の難しさは私も十分、西伯町の実態の中でわかるわけでございます。そこで、事業会計として分析をしてみると、必ずしも受益事業的な会計が運用されていない。むしろされていないというより、行政全般、住民全般とわたって、頭打ちをして、いわゆる高負担をどちらかというのと避けていこう。いわゆる一般会計から補てんをしながら運営をしておるのが西伯町の場合、実態であるわけでございます。そこで、各町の制度というときに、今おっしゃったように、西伯町で一般会計補てんをしておるわけですが、例えばこの会見町さんの場合は、受益事業として全く一般会計補てん等との関係がないとするならば、行政間同士で、そこで果たして引き続き理解がいただけるものかどうか、西伯町民側にとって。そうしたことも議論の中に起こり得るのではないだろうかという気がせんでもないわけです。できれば若干、もう少し詳しく事業会計と一般会計との関係がわかれば。安易なものじゃないということは私もよくわかっております。わかっておりますが、同じ行政の中であって、西伯町、簡水もたくさんあるわけですが、実際にこれ、事業投資から考えますと、本来ならば使用料ばらばらになるはずですが、ばらばらに。ところが、それでは同じ町内に住んで、事業ごとに水道ごとの料金が違うということはいけないということで、統一をはかっておるといのが実情でございますから、大きな課題がある中で、今後の方向性というものが必要でないかというのが私の意見でございます。以上でございます。

坂本会長 返答ありますか。

藤原課長。

藤原課長 若干、全体的なことを申し述べてみたいというふうに思っております。

今回、建設水道部会につきまして、また下水もございませぬども、会見町と西伯町の水道事業につきまして、議論に際します前に、現在の置かれております両町の水道の資本整備についてはどのような方向があるのかということも議論してまいりました。西伯につきましては、水源が少ないといひますか、悪いといひますか、十分でない。会見町さんにお聞きしますと、水は豊富に良質なものがあるというようなことありまして、それでは、といひてはなんですけれども、西伯は、会見との水道を一緒にしたらどうだろうかという問題が、事務担当者の中では話されました。そういう状況の中で、会見町は簡水ですけれども、そうなりますといひゆる上水になってしまうという問題があります。簡水として残る部分もありますし、会見の簡水と西伯の上水はいずれ上水道にしていかなければならないという問題がございました。そうしますときに、いずれにしましてもこれは企業会計でありますから、収支の収入をもって支出を充てるというのが基本でありまして、そういった社会資本の整備が将来、合併後にどのような姿になり得るのかということも議論してまいりまして、そういう中での料金体系というのが当然考えられていくであろうというお話をしてまいったところでありまして、結果的に、今しばらくはこれをしながら、合併後にこのようなサイクル的な視野に立って、とりあえず上水道の料金体系をとっていかなければならないのではないかと。

例えば、簡水につきまして、西伯町の場合は2種類ありますけれども、一応西伯町の2つの料金につきましては、今回、東上簡水を整備いたしますことにおいて、一応西伯町の簡水は全体が一定のレベルといひましようか、整備が整ったということになりまして、地元でも料金体系も見直す考えがあるというような声もあります。当面は、簡水につきましては、一元化を早急には図っていくという方向が一致されておるところでございます。そういうことを申し上げまして、全体的な視点に立っての将来的な方向を考えていくべき、前段の考えであるということも御了解いただきたいというようなことでもあります。

坂本会長 藤原課長、今、福田委員がおっしゃったのは、西伯町は一般会計から繰り入れしていると。会見町は企業経営でやっておれば、引き続いて合併後も繰り入れができますかということだったと、そうでしょう。

福田委員 それも含めてです。

坂本会長 そのことをもうちょっと答えてください。

藤原課長 そうですか。

議長、済みません。協議の中で話をしてまいりましたのは、会見町さんにつきましては

大体終始バランスがとれておるといふ、御存じだと思いますが、西伯町につきましては、簡水が約1,200万。これも、西伯町の場合は人件費の問題もありましたり、いろいろありますけども、決算諸表では一般会計からこのような繰り入れをして収支バランスをとっておるといふような実態でございます。

坂本会長 米澤課長。

米澤課長 会見町の簡易水道事業会計につきましては、今現在、一般会計からの繰入金には行っておりません。収支がとれております。

坂本会長 福田委員、どうですか。

福田委員 これから先は出すか出さんか、ほんなら確認なんてわけはいきませんので、当然のこと、ただ西伯町はてってやなことが、将来禍根を残すようなことがあっちゃありません。正直なところ言っちゃかんとね。補てんをして、現在受益事業をやっておるわけですが、これは率直な姿ですけん。ところが、会見町さんの場合は、全く受益事業としてとんとんでやっておると。しかも、料金が安い。これが逆の場合だったらまだしも、調整のぐあいもあるかもしれんですけど、もうこれ以上はここでどういう議論をしたらいいか、ちょっと今定かではありません。提案に対する質問としてさせていただきました。以上です。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 今の関係なんですけども、だとすれば、両町の制度を継続するっていう表記の他に、将来にわたって、今、福田委員からあった部分というのはどうせ、いずれかのときに修正をかけていくっていう必要があるだろうっていうふうに思うんですよ。だとすれば、両町の制度を継続するけれども、将来にわたっての料金についての検討をするくらいの意向を繰り入れておかないと、制度をこのまま継続するっていう条件でっていうのがいつまでも残っちゃうと、後でまずくはなりやせんだろうかなっていうふうに思うんですが、その辺の、これ加入料金にしても同じだろうと思うんですね。若干、調整方針なんかを加えておく必要がありはしないだろうかというふうに思うんですが、いかがなもんですか。(発言する者あり) ということで、とすれば、それはそれでいいと思うんですけども、割とこういったことを料金、直接、料金の関係なんかについてはいつまでも残るタイプ、なりがちじゃないかなっていう気がするんです。(発言する者あり)

坂本会長 米澤課長。

米澤課長 今回の提案の件につきましては、これはあくまでも合併時のための、調整のための、これ提案でございます。今、委員さんのおっしゃいましたことにつきましては、

まちづくり計画の方でやっていきたいと考えるので。

坂本会長 宇田川委員。

宇田川委員 ちなみに西伯の水道の加入率と会見町の水道の加入率を。例えば1,200万なら1,200万の一般会計投入するのに何%でしておられるか。(発言する者あり)

坂本会長 西伯の簡易水道の人口を言やええじゃないかな。簡易水道会計全体に繰り入れしとるわけだけ。(「そげだ」と呼ぶ者あり)

坂本会長 藤原課長。

藤原課長 簡水につきましては、ここにありますように96%の普及でありまして、集落でいいますと、1集落とごく一部接続が未加入の部分があるということでございます。(発言する者あり)

上水道につきましては、御案内のと通りの普及率でございます、100%です。

坂本会長 よろしいですか。

森岡委員。

森岡委員 6ページのいわゆる水道の設置の事業者、今ばらばらで、ダブったもんがあるんだっていうことを前に説明いただいたんですが、現時点でダブリを外いたときに、業者数ってというのはどれくらいになりますか。ダブリがあるっちゅうことをおっしゃったから、多分その数字出てると思うんで。ちょっとこれは聞かせてもらやいい、そっから先に。

坂本会長 米澤課長。

米澤課長 西伯町が35社ですか、それから会見町が41社でございますが、ダブリが30社ございます。

森岡委員 30社ダブリがあるっちゅうことは、47っちゅうことですか、残る。

米澤課長 5社の11ですけん、16社ですか。

森岡委員 16社入れちゃうんですか。

米澤課長 いやいや、ダブってないのが。(発言する者あり)

森岡委員 実際残った分が何ぼになるかちゅうことを聞いてみるだけで。(発言する者あり)

藤原課長 46社ですね。

坂本会長 ほかにございませんか。

佐伯委員 ちょっと済みません。

坂本会長 佐伯委員。

佐伯委員 参考意見的な面で若干言っておられたんですが、会見水道の簡易とか、あるいは西伯町の水道を若干つないだらというぐあいになるかというやなことが言われておったんですけども、このことについて、これは両町合併した時点でそういうことも含めて考えていくという意味のことだないかと思ったんですが、これについては。

坂本会長 課長。

米澤課長 おっしゃるとおりです。合併後に考えていくということにしております。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようです。西伯町の方では、上水、簡水、いずれもこの一般会計からの繰り入れを行っております。これは政策的な経費だというように思うわけですが、現在の状況を継続するということは、新しい町において、そういう一般会計からの繰り入れも引き続いて行うということもあわせて御理解をいただくということだというように私は理解しておりますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

特になければ次に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、提案事項2番、出納事務の取り扱いについてを議題といたします。

事務局。

奥山室長 事務局より説明をいたします。

提案事項第2号、出納事務の取り扱いにつきまして、新町におけます出納事務の取り扱いにつきましては、別紙のとおり、提案事項の9ページでございます。

説明につきましては、総務企画部会、西伯町出納室長、山岡の方から申し上げます。よろしく申し上げます。

坂本会長 山岡室長。

山岡室長 失礼します。出納部会、分科会の方ですが、出納室の窓口の取り扱いということで、西伯、会見両町あるかと思いますが、各町の継続してという、各町の例によるということで、調整方針を出しております。

それから、歳計外現金ですが、別紙で、10ページの方に一覧表をつけております。新町へ引き継ぐということで方針を出しております。

それから、支払い事務の方ですが、支払い日の一覧表、この次の12ページの方に載せ

ております。西伯、会見、大体同じような支払い日等となっておりますが、若干違いますのが、窓口の支払いを西伯町の方はやっておるということで、課題としまして、支払い方法の統一をしていくということで、調整方針は全体のシステムの中で検討していくんだということで出しております。

それから、指定金融機関の設置でございますが、西伯、会見とも山陰合同銀行、西伯町が西伯支店、会見町が米子支店ということで、指定金融機関の統一が必要であると。調整方針としまして、一応両町の指定を継続していくんだということにしております。

それから、指定代理金融機関ですが、西伯町の方が鳥取西部農協の西伯町支所、それから会見町の方が鳥取西部農協の会見町支所と、それから鳥取銀行の五千石支店ということで、これも統一が必要であろうということで、各町の指定代理金融機関を継続していくんだということに調整方針を出しております。

それから、収納代金の方ですが、西伯町は、鳥取銀行、それから米子信用金庫、山陰労働金庫。それから、会見町の方が、島根銀行、それから米子信用金庫、山陰労働金庫ということで、若干違っておまして、鳥取銀行につきましては会見町の例によって指定代理金融機関とする。それから、島根銀行につきましては、16年度中に会見町の例によることとして、17年度以降は新町において調整をします。それから、その他の金融機関については、両町の例によるということにしております。

それから、日本郵政公社ですが、西伯と会見とも、現在指定をしておりません。合併に向けまして指定をするということに、方針を出しております。

それから、公金の納付場所ですが、西伯、会見とも指定金融機関、それから指定代理・収納代理金融機関の本支店、それから会見町の場合は出納室の窓口というのがありまして、納付場所の統一が必要であると。両町の取り扱いを継続するというので、会見町の出納室については、庁舎の利用形態をあわせて今後協議をしていくということにしております。

それから、指定金融機関の派出職員の駐在状況でございますが、西伯町の場合は、毎週木曜日の支払い業務、9時から業務の終了するまでの期間、それから定時的に9時と10時と3時。それから、会見町の方は、常駐ということで、毎日9時から1時、2時から3時ということで、派出職員の駐在時間が課題となっております。指定金融機関と調整していく必要がある、調整していくんだということで方針を出しております。よろしく願いします。

坂本会長 ありがとうございます。出納事務の取り扱いについて、御質疑や御意見は

ございませんでしょうか。

佐伯委員 ちょっと済みません。

坂本会長 佐伯委員。

佐伯委員 ちょっと教えていただきたいんですが、公金の納付場所の関係につきまして、調整方針のほかに、両町の取り扱いを継続するという中身ですが、会見町の出納室については庁舎の利用形態とあわせて協議するという事になっておるわけですけど、これはどういうふうに理解したらいいか、ちょっともう一度説明をお願いしたいわけです。

米原課長 会見町ってということより、この間決めていただきました庁舎の位置が旧庁舎ということで、これからは会見の庁舎と西伯の庁舎にどういった機関を置くのかっていうことを含めて検討していかないと。その中で、会見町の庁舎の中に出納室を置くのか置かんのかも含めて議論をしていくと。ですから、会見町の方に納室みたいなものを置くんでしたら、今までどおりここでも扱っていかないとかなというふうに感触は持っておりますが、そういった意味で事務をどこにするのかっていうこととあわせて協議したいということです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

坂本会長 佐伯委員。

佐伯委員 ありがとうございます。しかしながら、先ほどの答弁の中で、前回の、第8回の会議の中で、現有庁舎を利用していくということが決定したわけですが、その中で、これはどういうことかということは御案内のとおりでございますので説明を省かせていただきますが、その中身としては、それぞれ有効利用ということですから、まだ中身には全然入ってない状況ですね。そういう中で、この調整方針というのは、とりあえず書いておくとかしておけばいいとかというような関係のものではなかろうという考えが私自身がしたわけで、少なくともこのことはずっと残っていく、合併時、あるいは合併後も含めて残っていくという文言ではなかろうかというふうに思ったわけです。そういうことで、特に会見町の出納室については庁舎の利用形態とあわせて協議するという事になれば、西伯町も同じことではなかろうかなというふうに思ったわけですが、どんなもんですか。もう一度説明をお願いしたいわけですが。

坂本会長 米原課長。

米原課長 出納業務につきましては、西伯の場合は、合銀さん等金融機関が役場と近くなりますので、役場の中での収納をやってないと。会見町の場合には、役場と金融機関が若干離れてますために、役場の方でも出納業務をやっているという違いがございます。

そういった意味で、先ほど申し上げましたように、両方の庁舎の中で業務をどこでどれだけするのかってということとあわせて協議をしたいということでございまして、合併の協議会までにはそういった部分も出さなきゃいけないわけですから、その部分を含めて検討いたしますということで、きょうの提案の中に入れてございませぬけども、いずれ庁舎の中にそういった業務を、どこにどれだけ持っていかってということは提案をさせていただきたいと、そういうふうを考えておりますので、このときにあわせてお願いしたいと思います。

坂本会長 よろしいですか。

佐伯委員 はい。

坂本会長 ほかにございせんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございまして、出納事務の取り扱いにつきましては、以上で終わりたいと思います。

次に、3番、消防・防災事務の取り扱いについてを議題といたしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局。

奥山室長 事務局から御説明いたします。

提案事項第3号、消防・防災事務の取り扱いにつきまして、新町におけます消防・防災事務の取り扱いにつきましては、別紙のとおりでございます。

説明につきましては、総務企画部会長の西伯町総務課長、藤友の方から申し上げます。よろしく願いいたします。

藤友課長。

藤友課長 藤友でございます。そうしますと、消防関係につきまして協議を行いました結果について御説明をいたします。

まず、消防団の組織の形態でございますけれども、西伯町、会見町とも総数的には4分団ということでございますが、若干その中身の取り扱いが異なっております。西伯町の方は、本部に1部と2部という分類をいたしております。会見町の方は、本部班ということで一本で整理がなされております。西伯町の方は、本部の2部といいますが、会見町の本部班や役場職員ということが記載してございますが、そこに取り扱いが異なるとということが1点ございます。それから、消防団員の階級のところで、西伯町の方は本部を1部、2部に分けておる関係で、部長制をしいておりますが、会見町はそういう階級は設置

がなされていないというふうなことでございます。基本的には、この消防団組織の調整課題としましては、定数の調整ということを中心にしながら調整方針を見定めております。

1点目は、役場職員の定数でございます。今現在は会見町、西伯町で32名という定数になるわけですが、新町におきましてはこれを25名ということで方針を出しております。それから、1分団から3分団の団員の定員でございますけれども、これにつきましてもそれぞれ異なっております、それぞれ分団を15名に統一をしてあるという考え方で、西伯町の1分団から3分団の定員につきましては1名減にするという方針でございます。ただ、西伯町の3分団、それから本部の1部等につきましては区域が大きいということでございまして、15名の定数以外に行っておりますけれども、基本的には1分団から3分団を1名ずつ減にするという方針を出したところでございます。それから、分団の呼称なり、それから役場消防の分団の呼称等につきましては、庁舎の利用形態等によりまして、合併時までに決定をしたいというふうに出したところでございます。その、ちなみに分団数を表にまとめております。こういった実態とした、こういった状況になっておるわけでございますが、合併日までに再度調整をしていくという考え方でございます。

それから、副団長の定数調整ということもございまして、今現在をいきますと、副団長さんが4名になるということでございまして、これは新町におきましては、副団長は2名という方針を出したものでございます。

それから、制服の関係でございますけれども、条例等におきましては、制服を貸与することにしておりますが、実態としては、会見町の方では制服等が貸与をなされていないということもございまして、それから、実情としても、団員は制服を着用するということが実態的にないわけでもございまして、新町においては、制服は分団長以上について支給するという方針を出したものでございます。それから、作業服等につきましては、新基準の作業服に更新をする必要があるということで、これは新町において調整をしていくという方針を出したところでございます。

続きまして、報酬、費用弁償の関係でございます。これは、西伯町、会見町、報酬額がそれぞれ異なっておりますし、それから先ほど言いました西伯町のような部長制をしいておりました関係で、部長の報酬額が定めてあるということでございます。それから、摘要のところに掲げてございますけれども、西伯町の方は、役場消防につきましては、報酬は支給をしていないという実態でございます。出動手当のみを支給すると。それから、会見町の方におきましては、すべて報酬が支給をされて、なおかつ各分団に機関員さんがござ

いまして、これにも年額が支給されておるといふ実態の違いがございます。基本的には、新町におきましては、役場班の職員消防の関係につきましては西伯町の例によるということでございます。それから、報酬全般につきましては、西伯町の例によるということにいたしております。会見町にあります機関員手当は廃止をして、総額的には西伯町の報酬の方が多くなるわけですが、総額でいいますと、かえって抑制がされるというような実態でございます。

それから、出勤手当につきましては、会見町、西伯町違いますが、これは出勤基準の統一を図るということで、会見町の例によるという方針を出しております。

続きまして、14ページの行事、大会等につきましては、それぞれ取り組みは若干異なっている部分もございますが、これは新町において十分調整をしていくという方針にしたところでございます。

それから、団員の任用の関係でございます。これも若干、取り扱いが異なっております。西伯町の場合は、団員は本町に居住をするというのみでございますが、会見町の方におきましては、居住または勤務するというとらえ方がしてございます。それから、年齢等につきましても、西伯町は18歳以上、満45歳までの者ということでございますが、会見町の方につきましては48歳までということでございます。これにつきましては、会見町の例によるという調整方針を出したところでございます。

それから、自衛（自主）組織の関係でございます。これは、西伯町におきましては自主防災組織というものを組織をいたしております。これは組織数で40、自治会数で50ということ掲げておりますが、これは大きい集落等におきましては班でまたその組織が分かれておるといふようなことで若干違いが出てきております。西伯町の自主防災組織は、そこに上げておりますように、災害時の安否確認だとか避難対応、初期消火、そういったような災害時のすべての対応について、集落で行動を起こしていただくということにしてあります。その集落の活動等につきましては、単年度補助金等は支給しておりません。ただし、13年度にはその自主防災組織を育成するために、単年度限りでいうことで交付金を支給しておるといふことでございます。それから、会見町におきましては、自衛消防組織というものが組織をされております。これにつきましては、世帯割、それからポンプの維持費等々の補助金が支給されておるといふ状況でございます。それから、出初め式にはこの自衛消防団が参加をするということで、それぞれ人数によって基準が定めてあるという状況でございます。これは、それぞれの組織を今すぐ統一するといふようなことはちょ

っと困難だと、混乱も起きるということございまして、各町の制度を継続をして、新町においてその後調整をしていくというような考え方をしておるわけでございます。

それから、消防防災の設備整備でございます。これは、消火栓でございます。これは、西伯町の場合は町がすべて整備をしておるということでございますが、会見町につきましては地区が設置、維持、修繕、これを地区がやっておられて、補助金を2分の1支給しておられるという状況でございます。それから、ホース等の維持、修繕等につきましては、両町ともすべて地区が対応しておるということでございまして、消火栓の整備については西伯町の例によるという方針をいたしたものでございます。

続きまして、16ページでございます。防災備蓄の関係を上げております。これにつきましては、両町とも県の防災備蓄の連携体制というものによりまして、そこに3ユニットと1ユニットの整備済みということで上げております。ここで、1ユニットというような聞きなれない言葉が出てきておりますが、これは県の方で西部地震以降、県下統一をして、備蓄品を整備をするということが打ち出されまして、これに伴いまして、1ユニットといえますのは、大体避難人口200人分で、品目が18品目が定めてあります。これを統一をして整備をしていくという考え方でそれぞれ取り組んだ結果でございます。西伯町の方は3ユニット、それから会見町は1ユニットということで整備をいたしております。これは、かなりの面積、備蓄場所等におきまして面積を必要とするというようなこともございます。本町、西伯町の方は備蓄倉庫を整備しておりますし、それから会見町の方については備蓄倉庫と庁舎の2階に整備がなされておるということでございまして、これは備蓄品の一元管理というようなことで、新町において調整をしていくという方針を出したものでございます。そこに備蓄品の保存期間から始まりまして、4品目ほど上げておりますが、これはちょっと代表的なところをとらえたわけでございます。先ほど言いましたように、この品目がほかにもまだ14品目あるということでございます。そういったことで御理解をしておいていただきたいというふうに思います。

それから、消防団の設備関係でございます。西伯町は、公設ということでポンプ車2台、それから小型ポンプの積載車3台を整備しております。会見町におきましては、公設でポンプ車が3台。これは各分団に配備をされておるという状況でございます。会見町の方は、購入時に地元より10分の1の負担をいただいておりますという状況でございます。これにつきましては、いずれ機材の更新等の問題もあるわけでございます。これは新町において調整をしていくという方針を出しております。

それから、消防施設整備の関係でございます。これにつきましては、公設消防に係る部分は、西伯町の方はすべて町が負担をするということでございます。それから、会見町は先ほど言いました、ポンプ車購入時に一部の負担がという状況でございます。それから、自主防災組織に係る部分と自衛消防団に係る部分との取り扱いの違いがあるということでございまして、自衛消防団に係る部分につきましては、会見町の例によるという調整方針を出しております。それから、防火水槽につきましては、これは負担割合は両町とも同じでございますけれども、ただ西伯町の場合は、用地を地元が出されるということになりますと、その一部負担金は徴収をしないということにしております。新町においては、これは西伯町の例によるという調整方針で考えておるところでございます。

それから、消防委員の関係でございます。これは委員数が異なっておりますけれども、これは西伯町の例によるという調整方針でやっておるところでございます。

えらい前後しますが、先ほど言いました防火水槽の整備のところ、西伯町の例によるということを申し上げましたが、ちょっと印刷が落ちておるようでございますけれども、訂正をして記入をしてやっていただきたいと思えます。

続きまして、消防団員の福祉共済制度の関係でございます。これは両町とも同じ制度を利用しておりますので、制度を継続をするという方針でございます。

それから、表彰の関係でございます。これも若干会見町と異なっております。西伯町の方は、団長表彰というものもでございます。会見町の方には、町長表彰だけということでございまして、これは表彰基準の統一をする必要があるということで、新町におきまして調整をするという方針でございます。

それから、退職金につきましては、これは会見町と西伯町も同じでございまして、両町の制度を継続するという方針でございます。

それから、賞じゅつ金の関係でございます。これも同じ制度でございまして、両町の制度を継続をするという方針でございます。

それから、火災共済の加入の関係でございます。これは両町とも伯耆農業共済組合に加入をしておるということでございまして、両町の制度を継続をしていくということでございます。

坂本会長 ちょっと詰まっておりますので、ここで10分程度休憩したいと思います。再開を3時10分にいたしますので、よろしく申し上げます。

(午後2時58分 休憩)

(午後3時13分 再開)

坂本会長 再開いたしたいと思います。

引き続いて、防災関係、よろしくをお願いします。

藤友課長 そうしますと、引き続きまして防災関係について御説明をいたします。

防災無線の関係でございます。これは固定局と移動局ということで2つに分けております。固定局につきましても周波数がそれぞれ異なるとというような問題もございますけれども、いずれにしましても現在のそういう機種がかなり古くなったということでございまして、基本的には新町の総合情報通信基盤整備の中で検討していくという調整方針を出したところでございます。それから、移動系につきましても、これはいずれにしましても、今度は新規に無線局の許可を得て、業務を継続をしていくということになるかというふうに思います。

それから、防犯灯の関係でございます。西伯町の方では78本ということでここに上げておりますけれども、これは集落内のは含まれておりません。集落間につきまして町の方で設置をしておると。これについては町の方で維持費も電気代等の支払いも行うということでございます。それから、基本的には、集落内の防犯灯につきましても、希望があれば町の方で予算化をして、設置をして、あとはすべてが集落内で維持管理をしていただいておりますという状況でございます。それから、会見町の方につきましても、456本ということ掲げてございます。これは、すべて集落内に設置をされておる本数でございます。会見町の方はすべて集落が設置をして、集落が維持費も払うということでございます。防犯灯の設置につきましても、そこへ上げております維持、改良、新規というようなことで、それぞれ補助金が出たというようなことでございます。これにつきましても、西伯町の例によるという調整方針を出したところでございます。

次が、地域の防災計画の関係でございます。これは、西伯町では現在15年度に改定をするということで、今、作業を進めておりました、会見町は既に防災計画がございしますが、これも見直しをする時期に来ておるということでございます。いずれにしましても、これは新町におきまして調整をしていくという方針でございます。

防災会議でございます。これもそれぞれ組織もございしますが、委員の構成等が異なっております。これにつきましても新町において調整をするという方針を出したところでございます。

災害対策本部の関係でございます。これにつきましても、一応町では分庁方式というよ

うなことも決まったわけでございます。行政体制に即した本部等の設置ということが課題になったところでございますが、これにつきましても新町において調整をするという方針を出したところでございます。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。ただいまの説明を受けて、御質疑や御意見を願いたいと思います。

消防の方からいきましようか。

宇田川委員。

宇田川委員 この役場消防の職員の団員の出勤手当ではなくて、年間の報酬について、この西伯町の例によるということですが、会見町の場合は、役場に勤務する職員でも各分団に所属する職員、また役場の本部班という、そういう役場班と位置づけられる職員、それにおいての、そこに格差が生じてくるという点についてはどのような調整、今この西伯町の例によるということなのか、それとも現状なのか。その場合には、仮に隣り合わせた机で、片方では出勤手当のみということになれば、そういうことを言っているのか悪いのかなんですけど、指揮に影響してくるし、その辺の部分。たまたま昨日、今度24日ですか、西部の消防訓練が当会見町で行われますけども、特に役場班というのは、いわば8時までに出てきてごせとか、かなり無理はたくさんお願いする部分があったり、仮に実際に火災等の場合は本部班として、やっぱりかなり、活躍という言葉は、活躍してほしくないんですけども、一生懸命やらないけんという部分があって、そこでこういうことに限ってばっさり切ってしまうというのはいかがなもんかなということ、きょう結論をいただかなくて結構ですけども、そういうところを慎重に協議をしていただいて、よりよい結果を出していただきたいというふうに考えますので、よろしく申し上げます。以上です。

坂本会長 質問じゃないですな。

宇田川委員 質問も含めてですけど、きょうは提案ですけど、それ以上のことを私は踏み込めませんがともということの前置きのつもりでございますけん。答えだいたい要らんけどもそういう、答えられれば結構。でも、そういう部分がないと、使うときだけはがっらががらこき使っちゃいて、それであとは知らないよって、それでは余りにも皆さんの、特に町民の皆さんのそういう生命やそういうところに出動させる、号令一下で動かせる片方の役としては、私は大変だなというふうに思いますので、十分に次回までに検討をお願いしたいということです。

坂本会長 見解を。

米原課長。

米原課長 失礼します。会見町の総務課、米原です。先ほどの宇田川委員さんの御指摘が、西伯町の方はわかりにくかったかと思いますが、会見町の場合、1分団2分団ということで、各集落、各集落というたら3集落ございますが、その中に3分の1程度が役場の職員が入っております。さらに、役場の職員が本部班ということで勤務上で、ですから、この本部班であります職員と、各分団での団員であります役場の職員が2つおると。それから、西伯の場合はそういったものが、各分団には役場の職員がいないという現状の違いがございます。先ほど御指摘がありましたように、本部班につきましては、役場の職員であるがために本部班になってくれるというこの経過でございます。この者については給料を払っておる関係上、西伯じゃないのなら、この際やめるべきじゃないかということでございます。

それから、もう一つの、同じ、隣において、片方の職員は1分団、集落の団員だというふうについては、これは役場の職員であるがためになったということではなくて、各地域の中からの選任をされた団員ですとか、たまたまそれが、勤めが役場であったってということでございまして、同じ役場だからということからすれば認識は同じになりますけども、そうするとほんなら農協の職員だ、あるいは郵便局の職員の方がなっとったときにはどうなのかということをお考えすると、やはり役場の職員ではない者がなったものについてはこの際遠慮していただいて、ただ同じ役場の職員だかもしれんけども、その地域から出ていただいております団員については、農協の職員であろうと他の会社の職員であろうと同じような扱いをすべきではないかと、という考え方でありますので、そこら辺の方を御審議していただきたいと、そういうふうに思っております。ですから、同じ役場の職員の中で、職員がためにという者と、そうではない者とはやっぱり分けんと、全員の団員に手当を払わないけんということに戻ってきますので、そこら辺の方、いろいろ疑問点があるかと思っておりますけども、そこら辺のところをあわせて御審議していただきたいなというふうには思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。(発言する者あり)

宇田川委員 きょうは提案だけだけん。私はこれから先は言わんけども、われ、いけやれってってしまわやんなら、おい、サイレンが鳴っちゃうぞ、早行けやれ、おまえやちゃそんなとこへ行かれだかや。

坂本会長 聞けば聞くほどごもっともなお話で。

ほかにございませんか。

梅原委員。

梅原委員 19ページの防犯灯のことですが。

坂本会長 とりあえず消防。

梅原委員 消防だけか。

坂本会長 とりあえず。

梅原委員 了解です。

坂本会長 念のため、私から一つ聞かせてもらいたいですが、14ページの団員の任用は会見町の例によるということですから、いわゆる本町に居住または勤務するというだけでいくわけですか。

藤友課長 そうです。そういう考え方です。

坂本会長 わかりました。

皆さん方の方で何かございませんか。

佐伯委員 ちょっと済みません。

坂本会長 ありますか。

佐伯委員。

佐伯委員 ちょっとお聞かせ願えたらと思っておるんですが、この制服の関係ですけども、これ今現在どういうふうになっておるということですが、お聞かせ願いたいと思うんですが、調整方針としては、制服は分団長以上に支給、新町において調整ということになっておるわけですが、今現在がちょっとわかりかねたもんで、その点も含めてお願いしたいと思います。

坂本会長 細部を説明してください。

藤友課長。

藤友課長 団員の制服の関係でございますが、西伯町におきましては、全団員に制服が支給してございます。会見町におきましては、条例等ではございますけれども、それが支給がなされていない、制服の方ですが支給がなされていないということございまして、新町においてはこれを、分団長以上についてはいろいろ、制服の着用等の必要な事態も生じてくるわけございまして、分団長以上には制服を支給をして、団員につきましては、制服じゃなくて作業服というのがいいですか、略服というのがいいでしょうか、そういったものを団員には、新しい基準のものを更新をして支給するという考え方でございます。

坂本会長 藤友課長さん、制服の意味をもうちょっと砕いて言いならにやわかりにくい

んじゃないの。制服って言ったらもう、消防団の服着ちょうのは全部に制服に見えるっていうのが一般的だけん。だけんその制服の意味っていうのをもっと砕いて言いならにや。

藤友課長 済みません。先ほど言いました制服っていうものは、私なりに理解して説明したわけですが、制服と言っておりますのは、いわゆる黒の背広ではありませんが、式服っていいですか、そういったものを、礼服っていいですか、そういったことを制服というとらえ方で説明したところでございます。

坂本会長 佐伯委員、どうですか、いいですか。

森岡委員。

森岡委員 1点だけ、15ページの関係で、説明はいわゆる自主消防の扱いの関係で、新町で調整をするんだっていうことの説明を受けましたからよろしいんじゃないかなと思うんですけども、結局、出初め式に多分、会見町の場合には、自衛消防の方も出初め式に参加しておられる。西伯町では、正規の団員だけでやっておられるっていうことの違いからこういうのが出てくるんじゃないかなって思うんですけど、半年ありますから十分間に合うと思うんですけども、いいふうな調整をして、せっかくそういった意識高揚のために使っておられる制度というものが生かせるような仕組みを考え、将来ですね、いただきたいなっていうことをこれはお願いをしておきたいというふうに思います。

坂本会長 答弁はええですか。

森岡委員 よろしいです。

坂本会長 ほかにございませんか。

板委員。

板委員 先ほどの町長さんが質問、今されたんですけど、本町に居住または勤務という、この勤務が、非常に私も何か気になるんですけど、勤務ということになると本当に転勤があったり何だかんだで、入り繰りが結構あるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺今まで会見町さんで勤務されとる方がいらっしゃって、何か支障があったとかなかったとか、そういったようなことは何にもないんですかね。

坂本会長 米原課長。

米原課長 会見町の場合は、先ほど言いましたように、1分団、2分団、3分団については集落の中から出ていただきますが、入れば役場の職員が、町外から採用になった職員が役場の職員になったときに本部班に入るとというのが現状でございます。したがって、

今までなかったんですが、このたび2名の職員を町の職員を西伯町あるいは南部箕蚊屋連合で来た2人がたまたま米子市から入って、本部内1分団に入っておりました。したがって、1分団についてはええんですが、本部班については住居が違うために退団したというのがこのたびございました。それまでは役場の職員の中だけだったもんですから、ありませんでした。

坂本会長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、次、防災の方に行きたいと思います。

19ページ、御質疑はございませんか。

森岡委員。

森岡委員 防災関係で、1つ御説明いただきたいんですが、防災無線の固定系ですか、上ですな。双方向の総合的な云々ちゅう形で、これはわかるんですが、そういった整備計画の中で、将来的には廃止の方向で検討という表示がありますよね。総合的なITの関係なんかも含めて考えてあるんでしょうけども、将来的には廃止の方向で検討するということが、もうちょっとこの説明を、本当にこれ廃止でよろしいんでしょうかね。ちょっと気になる部分がありますもんで、実際には新町で調整という、事実上の表示があるんですけども、情報通信整備の中で十分可能だということでこういう表示になってるんでしょうけども、ちょっと気になるので、解説を。

坂本会長 藤友課長。

藤友課長 ちょっと説明に舌足らずの点があったというふうに思います。そこに上げておりますのは、基本的にはこの防災無線というのは廃止はしないわけでございます。新しい双方向のそういった機能的なものが新たに整備ができるんじゃないかという基本的な考えの中で、今現在あるこの機種についてはいずれそういう廃止というような方向になるんじゃないかというような意味合いでの表現でございまして、ちょっと説明が足らなかったという、基本的には廃止はしない。防災無線という機能は残しますけれども、現在ある両町の機種がもうかなり年数古うございますし、これからの時代に合わないということも想定できるわけございまして、その機種を廃止をして、新たな双方向でもできるような新型の通信網の整備をしていくという考え方でございまして、説明が不足しておりました。

森岡委員 結局、新しいものに切りかえていくちゅう意味での廃止ですね。

藤友課長 はい。

森岡委員 ほんならわかりました。

坂本会長 これはわかるように今度はちょっと。

森岡委員 ちょっとこれ表現がへんだけん、みんななんならかいちゃうぞというふう
受けとめちゃったもんですから。

坂本会長 梅原委員。

梅原委員 19ページの防犯灯のことですが、会見町内は集落内だけという表現で説明
受けましたが、これをすべて廃止と。西伯町の例になるということは廃止になるわけです
が、すべてこの補助金もカットということだろうと思いますが、そうしたときに会見町
の方の集落間といいですか、そういったものはどの程度あるですか、ここはわかりませんが、
その辺との兼ね合いどうなんですか。これは集落内だけか、それとも集落間も入ってお
るのか、この456本には。

坂本会長 米原課長。

米原課長 会見町の場合は、集落間というのはほとんどございません。若干ある集落は
ございますけども、とにかく集落間にあっても集落の人がつけられて、集落の人が電気代
を払っておるという実態でございます。そういったことで、会見町の場合には、集落間の
民家がないところでの防犯灯ちゅうのがほとんどないのが実態でございますので、そう
いった部分については町で設置し、町で電気代を払い、管理すれば、会見町の方にも集落
間の防犯灯ができるんじゃないかっていう考え方でございます。したがって、西伯町
さんがやられてます集落間であろうと、集落内であろうと、新規の要望が出た場合には、
予算の範囲内で町が全面的に町費で設置をして、集落間の部分については町が電気代払っ
て、集落内の部分については地元で払った方が防犯灯の普及にもつながるかな
ってということで、会見町の方式の、集落内での補助金はなくして、そういった方法をと
った方がよからうじゃないかという考え方でございます。

坂本会長 梅原委員。

梅原委員 そうしますと、会見町では集落内の数だけだから、集落間を新規に設置する
という考え方ですな。それで、すべてのこの456は補助なしという考え方ですよね。

米原課長 ですから、今、会見町の場合が456基の部分について、1基当たり600
円の補助金が年間に出ております、1基当たり。ですからそれを、そのものをやめて……。

梅原委員 集落内のもんですか、どうですか。この456本は。

米原課長 先ほど言いましたように、会見町でいえば、円山のところに若干集落間というものがあります、数本。だけど、集落間であろうと集落内であろうと、会見町の場合には集落のものだということで集落の方がつけられて、集落の方が電気代払っていますから、それについて1基当たり600円払っちょるってというのが実態でございます。ですから、集落間の方につけるのがなかなか会見町の場合はできてないというのが実態かなと。そういう意味とは違う。

梅原委員 そういう意味だけど。

米原課長 ですから、456が、ほとんどが集落内ですが、集落間にも若干あるって...
...

坂本会長 梅原委員、どうですか。

梅原委員 そうしますと、これまで多少の補助は出て、非常に集落内で防犯に対して根強い動きやっておられるんですがね。そういうものがちょっとカットされるとなると、集落の皆さんが非常に防犯に対する意識が薄れてくるんじゃないかなという感じがしますが、どうでしょうか、その辺は。(発言する者あり)

坂本会長 米原課長。

米原課長 ですから、先ほど言いましたように、大変西伯と会見との違いは、基本的に集落内であろうと集落外であろうと、会見町の場合は地元の人が全額払われて、それに新規であれば1回きり6,000円の補助金が出ますよと。それから、何年前に設置された分についても、1基当たり年間600円の補助金がございます。ただそれを、西伯の場合については、集落内であろうと集落間であろうと、新規に出たものについては町がすべて、町のものとして設置していくと。ただし、その電気代あるいは維持管理については地元でやってくださいと。ここの根本的な部分が違いますんで、今、西伯町の例によるということになれば、会見町の中で集落間がまだ足らんということがあって、要望があれば、そのところに設置は町がしますよということでございます。ですからそこら辺が、設置については町がしますが、電気代、維持費についてはその集落間については町が見ますが、集落内は地元で見るとっていうことの違いがありますんで、そこら辺が、西伯の方がよるしいんではないかっていうことの方でございませう。

坂本会長 梅原委員。

坂本会長 その集落間、例えば会見町で、集落間は町で面倒を見ますっていうことになると、無数に数がね、要望が出るんじゃないかと予測されます、正直言ってね。その辺は

大丈夫ですか、対応は。

坂本会長 米原課長。

米原課長 そこら辺が、ほんなら全部が全部地元じゃなくて、年次計画的に予算の範囲内っていうことでございまして、会見町の集落間と西伯町の集落間比べますと、西伯町の方が集落間っていうのが大変あるんじゃないかというふうに思っております。そういった意味で、ほんなら全部が電気10メートル置きに全部立つかなっていったらそうじゃない。やっぱり集落間の間なら100メートル置きとるか、そういった基準を設けながらやっていきたいなというふうに思っていますけども、そこら辺はこれからきちっとは詰めてはいきたいと思いますが、基本的に会見町には集落間ないから、その集落間を設置するためにはこういった方法をせんと、会見町は集落間の防犯灯というのはできかねないのかなということから、西伯方式の方を選択したと、ちゅうことでございますのでよろしく願いいいたします。

坂本会長 福田委員。

福田委員 関連で、逆の言い方になるかわかりませんが、いわゆる西伯町の場合は78本、これも当然ここに書いてあるとおりでございまして、この集落間に設置をして実際には負担しておるわけでございます。例えば、ニュータウンの場合は月に何十万という自治会、総会のときなんかも電気代ということで上がってくるわけでして、それはそれで現況でいっちゃええわけです。ところが、設置数をやっぱり上げておいて、こういう議論になって、今度なかなか、会見町さんの場合、四百数十本ですから、私はどうかなという実は気がしております。西伯町の間人にとっては、今もうこれですとやっておりますから別に、ああそうかと思って、私も感じておりましたけども、本当にさっき梅原委員がおっしゃるようにだとすれば、逆に西伯町も集落で持つておる街灯というものが防犯という位置づけでどれだけあるかということをやっぴりこの席上で出していただいた方がいいかなと思いますんで、きょうもう数字がすぐ出なきゃ結構ですから、できれば今度目には若干そうした調査をしていただいてあげてほしいなというぐあいには思っております。

坂本会長 米原課長。

米原課長 会見町の場合は、先ほど言いましたように、集落間であろうと集落内であろうと、ここの集落の人が管理、電気代払っておる方についても毎年600円払いますから、その管理、何ぼあるかというのはすぐわかりますが、西伯の場合は、先ほど言いましたように、設置すればあとすべて地元だということですから、集落の集計来ていませんから、

ここに数が上がってこらんというのが実態でございますので、そこら辺は各集落で区長さん等に数をせんとわからんのかなというふうに思います。ただ、この78本というのは、集落間の部分を町がつくって、町が電気代払っているのが78本ありますよという……。

福田委員 それは理解はしてます、それはね。

それともう一つは、今おっしゃるように、西伯町も歴史上、社会福祉協議会に頼んでつけてもらった分とか、町に頼んでもらって集落が管理しておるとか、内容はいろいろあるんですよ。ところが、現実には町が管理をしたり、集落が管理しておる防犯灯が実際に何ぼあるかということが我々も今ここで見ても掌握できませんし、行政もこれから調べなきゃわからんということは当然だろうと思っております。しかし、制度がこのように変わるといふことになれば、やっぱり実態というものを知っておかにはいけんという気がしたものですから……。

米原課長 若干補足でひとつ。会見町の456本もすべて全部部落がつけたかっていうことではございません。中には補助事業で道路改良したときに防犯灯を、補助事業つけて、そのまんま部落が管理していますっていうのがいろいろありますけども、そこら辺の内訳はどうかって言われると、ちょっと今の時点で、これは町がつけた分か地元がつけた分かっていうのはわかりにくいわけですけども、やっぱり町にも、昔から商工会がつけられた分もございまして、いろんな形態はございますが、最終的には部落管理っていうことになっておるもんというのが456本で、すべてが部落がつけたっていうことではないものが会見町もあると思しますので、つけ加えておきたいと思します。

坂本会長 宇田川委員。

宇田川委員 基本的に防犯灯というのは頼んで、私はつけてもらうもんじゃないと思う。自分やちの自治を、そういう安全を守るために我々がつけて、それに対して補助するっていうのが基本的な形じゃないかと私は思うわけで、頼まにゃつけてもらえんなんていうものの考えだなしに、やっぱり防犯、そういうことに、夜ね、明るくしようと。自分やちがやっぱりつけよう。それに対して、行政としてこれだけの補助を上げましょう。やっぱりそういう形は基本的な原則と違うのかなと思うけど、あなた方の見解はどう。

坂本会長 藤友課長。

藤友課長 宇田川委員さんのおっしゃるとおりだというふうに思いますけど、ただ防犯灯も、確かに集落内では自らそういったことでやるというのも基本的なスタンスでええだないかというふうに思いますが、ただ集落間になりますとなかなか、ほんなら何キ口もそ

この集落だけが負担するというようなことになると、必要であってもなかなかやれないという実態もあるわけでございまして、そういったところ等については当然設置は町の方でつけるとして、ただこの部落がそこを維持するかというのも難しいわけでございまして、そういった部分については町の方で管理をしていくという考え方でございます。確かに集落内についてはそういった、あくまでも集落が設置をするというのが基本でやるわけでございますが、また西伯町の例でいいますと、以前からそういった箇所については区長要望なりで上げていただいて、それを社会福祉協議会の方でやったり、町で年次的な予算を確保しながら設置をして、あとは地元で維持管理はしていただくというスタンスで来ておるわけでございます。そういったことでひとつ御理解をしていただいたらということです。

坂本会長 ほかにございませんか。

森岡委員。

森岡委員 次の20ページで、防災の計画なり、あるいは防災会議の関係、これを生かす活動等があっちゃんらんですけれども、特に防災会議の新町において調整っていうのはちょっと気になるなって思うんですよ。というのは、その調整するまでにあったときにはどうするかっていうこと。その部分がちょっと気になりますので、ないことを願いますけれども、10月1日に発足しようっていう、今、話進めてますよね。新町において、防災会議なるものをせにゃいけんことが起こったときにどげなふうにする考えなのかっていう部分はちょっと考えておく必要がありゃへんでしょうか。ないことを願いますよ。この防災会議の仕組みができるまで起こらにゃええけども、そのときのことということです。

坂本会長 藤友課長。

藤友課長 防災会議の考え方でございますが、先ほど森岡委員さんの御指摘の点については、私どもは西伯災害対策本部、本部の方がそういった考えでおられるのであれば、重要ではないかなというふうな理解をしております。

防災会議につきましては、今、私の方では15年度に全面見直しをして、震災編等も入れて計画変更を今しておる段階でございまして、これを今度は新町になりますと、会見町も含めた新町での総合的な計画ということになってくるわけでございまして、そういった計画を見直すということになりますと、まずこの防災会議でいろいろまた御審議をしていただくということになるわけでございまして、どちらかといいますと、災害対策本部の方が新町において調整ということでは、確かに御指摘の点で問題が含んでおるのかなという

ふうに理解はしておるところでございます。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 防災会議も防災対策本部も、そのいずれの防災計画もしかりだろうと思うんですけども、実際に本部を設置して、動かさなきゃいけないようなことがあっちゃならんけども、それに対する策っちゅうのは、どっちかのものを使って、でき上がるまではやるんだよっていう基本の考え方だけは持っておく必要があるんじゃないかなというふうに思いますんで、そこら辺を検討いただけりゃよろしいと思います。

坂本会長 ええですな。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、消防・防災事務の取り扱いについては以上で終えたいと思います。ありがとうございました。

4番、選挙事務の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局。

奥山室長 事務局です。提案事項第4号、選挙事務の取り扱いにつきまして、新町におけます選挙事務の取り扱いにつきましては別紙のとおりでございます、提案事項の21ページで行います。

説明につきましては、総務企画部会等会見町総務課、米原課長より説明をいたします。よろしく願いいたします。

坂本会長 米原課長。

米原課長 そうしますと、21ページの選管分科会についての説明をさせていただきます。

まず、選挙管理委員会の組織なんですが、任期が4年で、若干就任の時期が違いますけれども、4年間で4名でやっております。これについては、調整方針等ここに書いてございますけれども、合併時においては両町であります現在の委員さんから、8名おられますけれども、この中から4名委員さんを選んでいただいて、その中の互選によって委員長さんを決めていただいて、合併後の町長、町議の選挙についてはこの委員会でやっていただきまして、新しい合併後の選挙の関係、議会とかでき上がる中で新しく選挙管理委員を選出していただくということでございます。

それから、事務局につきましては、現在総務課の方で両町ともやっていますが、これも先ほどございました分庁方式での組織の、組織というか、各課の体制等が決まり次第、決めた中でどこの部署に持っていくのかっていうこともその中で検討していきたいと思っております。

それから、報酬につきましては、西伯、会見とも、委員長、それぞれ委員、200円ずつ違いますけども、これはその他の関係で、常勤職員等の報酬が西伯と会見と異なっておりますので、そちらの方であわせて、全体のものもあわせてそこで協議したいと、そういうふうに思っていますので、この中での違いはそういうふうに御理解いただきたいと思えます。

それから、明るい選挙推進協議会、これもございますが、会見町の場合は任期が1年でございますし、西伯の場合2年でございます。こういった任期の統一を図って、西伯町の例によって2年にしたいなというふうに思っております。

それから、構成員につきましては、新町において調整するというところでございます。これは年に数回、県の主催の会等ございますので、そこに出席して、明るい選挙を進めていくというものでございますので、新町において調整をいたしますというものでございます。

それから、選挙の執行で、投票区の数等でございますが、西伯町が7カ所、会見町が3カ所でございますが、これは両町の制度を継続するっていうことで、新町になったら10カ所でやっていくと。今までどおりのものでやっていくと。それから、ポスターの掲示場も、西伯町は56カ所、会見町24カ所ございますけども、これの合わせた数字を新町において継続していきますというところでございます。

それから、開票区ですけども、西伯町、会見町1カ所、それぞれ西伯プラザと会見町公民館でやっていますが、これについては新町において調整するというところで、物の考え方としては、会見町の公民館ではちょっと狭いかなというふうに思いますが、本庁になるのか支所になるか、そこら辺の部分もあわせて、そこら辺の制度等の物の考え方とあわせて決めていくという考え方でございます。

それから、選挙公報でございますが、西伯の場合は、首長、町議等も発行していますが、会見町は発行していないと。そういうものについて、西伯の例によって、町長、首長の選挙であっても広報紙を発行したいという考え方でございます。

それから次、報酬等の考え方でございますが、選挙長、あるいは投票管理者、開票管理者等の日当等はすべて同じでございますので、両町の例によるということしていきたいと思

っております。

それから、選任の関係でございますが、22ページはぐっていただきまして、選挙長が、西伯町の場合には選管事務局長、すなわち総務課長がやっておりますし、会見町の場合は選挙管理の委員長がやっておりますということで、選挙については事務と選挙管理委員会と分けた方がいいということで、会見町の例によるということで、選挙長については選挙管理委員長にやっていただくということでございます。それから、投票管理者については同じでございますので、両町の例によりますと。それから、開票管理者の方も先ほどありましたこと、開票管理者は、西伯の場合は総務課長であります選挙事務局長やっております。会見町の場合は、選挙管理の委員長をやっておりますので、ここについても会見町の例によって選挙管理委員会と事務局との立場を分けられないかという考え方でございます。

それから、あとにつきましては両町同じ制度でございますので、立会人、投票立会人、開票立会人についても思う同じようにやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

坂本会長 ありがとうございます。選挙事務の取り扱いについて、御質疑や御意見ございませんか。

宇田川委員。

宇田川委員 一番上の調整方針の地方自治法施行令に定める特例というのは、これは結局、例えば8人おられて、その中で互選されて4人に絞られるだね。その特例というのは、ただそれだけ。

米原課長 ですから、町がなくなったら首長さんの辞任、議員さんは特例があつてあれですけど、うちの場合は解散っていうのですか、なくなるということですから。選挙管理委員会の場合は、本当なくなるんですよね。だけど、なくなったら議会が残されとらんのということはその先も選挙せにゃいけんということで、選挙管理委員さんだけは、選挙管理委員さんの8名になったら4名互選してもらって、その中で委員長さん決めてもらってやっていくよってということで御理解をお願いします。

宇田川委員 そげって書いてるな。

坂本会長 よろしいですか。

宇田川委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、選挙事務の取り扱いについては以上で終えたいと思います。

日程に従いまして、6番、報告事項に移りたいと思います。

(1)まちづくり委員会での話し合いの概要についてを御報告をいたしたいと思います。事務局。

桐林次長 では、まちづくり委員会での話し合いの概要についてについて御説明いたします。

本来ですと、事案をお配りするときと同時にお届けするというでございましたけども、一部ちょっと間に合いませんで、本日お手元にお届けしております。全文もお出ししてもなかなかちょっと読みづらい面等もございまして、私ども事務局の方でどのようなやりとりがあったかをまとめたものを今回お手元にお届けしております。

内容につきましては、意見、要望であったり、質疑であったりということで、さまざまでございますけども、ちょっとまだ最初ということで、掲載も多少分科会によって違ったりしておりますけども、この概要につきましては今後まちづくり計画をつくっていく上での参考意見ということでお手元の方に置いていただきまして、来るべきまちづくり計画の協議のときも一つの参考資料というふうに御理解いただきたいというふうに考えております。

今後でございますけども、ちょっと2回目以降まちづくり委員会の実施時期が部会によってちょっとばらばらになっておりますので、まちづくり委員会が終わった後、まとまりがつかましたら、そのできるだけ近いときの合併協議会におきまして、こういう形でお手元にお届けしようかなというふうに考えております。以上でございます。

坂本会長 よけあって。長いな。おもしろそうなんはないかや。2、3紹介してください。

坂本会長 傍聴の方にも渡っちゃう。

桐林次長 いや、今はちょっと。

坂本会長 渡ってない。

2、3紹介しなさいや、おもしろそうなやつ。

桐林次長 私の方、総務企画の方ですが、紹介させていただきたいと思います。

中で、環境の部分につきまして、ブラックバス問題、有害鳥獣の駆除という項目がございます。その中で、基本的に有害鳥獣として認識しておりますのが、1つがヌートリアでございます。これの駆除については特に異論はないということでありましたが、ブラック

バスにつきましては一方で大変根強いファンがいらっしゃるしまして、緑水湖に釣りに来ていらっしゃる。その反面が、従来から釣りの対象になっていたマスでありますとか、ヘラブナでありますとかが減ってるんじゃないかということがあると。じゃあ徹底的に駆除すればいいのか、それともブラックバスはブラックバスで有効活用したらいいのかということで、双方の御意見を提出いただいております。

それから、先ほど宇田川委員さんから御指摘がありましたヘリコプターのこと申しますと、現在両町には災害時にヘリコプターが着陸する専用のヘリポートというものがございません。実際に複数のヘリコプターが、例えば西伯小学校のグラウンドというようなところに着陸しますと、片方のローターの風圧で石が飛んで、ほかのヘリコが壊れるというようなことが過去にあったようでございまして、やはり舗装した専用のヘリポートが要るんじゃないかというようなことが、話し合いの結果、私どもも気づきまして、そういうことも盛り込む必要があるのではないかとというようなことがございました。

それから、これ先回の協議会でもちょっと申し上げたかとも思いますけど、CATVに関する要望、これは非常に強いものがございました。有効活用の仕方が幾らでも考えられるインフラだなというふうなことがございました。現在、議員の委員さんもきょうは5名出席されておりますけども、議会中継でありますとか、それと防災情報の提供でありますとか、そういうことに多面的に活用していただくのがいいのではないかと御意見をいただいたところでございます。

あと、コミュニティーバスのことがちょこっと出たんですけども、これについてはその回の、前回の主要な課題ではなかったんで深くは突っ込めなかったんですけども、そういうことについてもちょっと検討したらどうかというようなことがまず、議題でないにもかかわらずちょっと出ておまして、この内訳の中にはちょっとはしょっておりますけども、事例として紹介させていただいたということで、こういうことでよろしゅうございましょうか。

坂本会長 委員の皆様方には要約をまた、目を通って見ていただいておりますので、今後のまちづくり計画の最終決定に反映していただきたいというように思いますので、よろしく申し上げます。

報告事項2番に移ります。

新町の名称の候補に関する参考資料です。

事務局。

桐林次長 報告事項の第2号でございます。新町の名称の候補に関する参考資料についてということでございます。

今回この資料をお渡しいたしましたゆえんは、次回の協議会におきまして、第2次候補ということで絞り込みを行っていただきたいと。その絞り込みを行っていただくに当たりましての、幾ばくかの参考資料としてお手元にお届けするものがないかということで、一覧表的なものでございますけども、参考事項といたしましては、これはインターネットでちょっと検索をしてみました。したがって、主として同名の名前があるかないかということでございます。そういう情報を集めてみたところでございます。中には、13番の桜花町のように一風変わった情報に行き当たったようなものもございます。これはあくまでも参考ということでございます。

それから、応募していただきました方がつけていただいた理由でございますけども、これにつきましては第1次候補の分だけという形で、絞り込んだ一覧表を今までお手元にお届けしておりませんでした。候補の分だけの理由の一覧表を改めてお届けしております。

中に誤字とかおかしな仮名遣いとか、散見されると思いますけども、御応募いただいた方の原文のままということで一覧表を作成しておる関係で、そういう資料になっております。そういうことをひとつお含みおきいただきたいと思います。

それから、前回の協議会から現在までに新たに寄せられた意見でございますけども、こちらの方はまたもとの協議会資料の方に戻っていただきたいですが、電子メールで1点いただいております、ちょっと読み上げますけども、新町の第1次候補が出たようですが、なぜ一部の人間で決めてしまうのでしょうか。両町民による投票が一番シンプルかつ公平なやり方ではないでしょうか。協議会のやり方を見ていると随分かちげってしまうようなことが多々ありますということで、これは一部に非常に、私どもがやっている選定の仕方について誤解があるようでございまして、多数決ということではありませんけども、多数意見のものというものも当然候補の中に入れてきたわけでございますし、両町民による投票、投票というのがいかなものかと思っておりますけども、こういうことに投票ということだけで決定していいかどうかということにつきましては当然異論があるとこだと思っておりますので、そういう意見もあるということで参考にさせていただくという趣旨でございます。以上でございます。

坂本会長 これは匿名でそういう、匿名で。

桐林次長 これは名前はございませんでした。

坂本会長 ただいま報告いただいた件について、御質疑や御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、次に移らせていただきます。

日程7、今後の協議会の開催日程について、お願いします。

事務局。

奥山室長 事務局から説明させていただきます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思いますが、第10回の会議は今月、8月27日午後1時30分から16時まで、西伯町役場の方で予定をしております。11回の会議につきましては9月の9日、時間は同じであります、会見町役場の方で予定をしております。それから、これは書いてはおりませんが、予定であります、第12回の会議につきましては、現在のところ9月30日火曜日、西伯町役場の方で予定をしておりますが、ちょうど9月の議会もあるということでございますので、9月の議会終了後に第12回の会議は行いたいというふうに考えておりますので、とりあえず御予定に入れていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

坂本会長 8月の27日に10回会議、11回会議は9月の9日、12回会議は9月30日に予定を一応頭に入れておいていただくと。

日程に従いまして、8番、その他。

事務局。

桐林次長 その他の議題といたしまして、1件提出させていただきたいと思います。きょうお手元の方に市町村合併討論会というタイトルの1枚紙をお届けしていたと思います。8月19日の午後1時半から午後3時まで、鳥取県と財団法人鳥取県市町村振興協会の主催で、合併に関する講演会が開催されるということを連絡がございました。対象につきましては、各市町村長ほか各市町村、各合併協議会事務局管理職員と各市町村議会議員ほかとなっております、このほかの中には学識経験者委員さんは入るのかということを確認いたしましたら、当然入るということでございました。ですんで、もし現在、結局これは各委員の皆様がこの受講対象ということになりますので、御希望ございましたら御参加いただきたいというふうに思っております。大変急々な紹介が来ておりまして、回答が今週中というようなことで、こちらには入っておりませんが、事務局の方には今週中に回答ということでございまして、御希望がございましたら木曜日でございますね、7日の日までに事務局の方に御連絡いただけたらと思います。以上でございます。

交通機関につきましては、御希望ございましたら、事務局の方でバスなり、ちょっと調達したいというふうに思っておりますので。

坂本会長 合併協議会としてぜひ聞きに行きたがええだないかや。都合のつくもんだけなんてだなしに。それでバスもきちんと用意して、みんなで一緒に勉強しに行く方がええだないか。いかがでございましょうか。どうしても都合のつかない人はどうしようもないわけです。

桐林次長 そういうふうにした方がけじめとしてはいいと思います。

坂本会長 事務局の方で、そういう前提で手配してみてください。

桐林次長 承知しました。

逆に御都合の悪い方、やっぱり御連絡をいただけたらというふうに思いますので。

森岡委員 だけど議長、きょう欠席の委員さんもおられるじゃないですか。正式に文書じゃなくて参加通知を出すといたしましょう。

坂本会長 いいですな。

桐林次長 はい。

坂本会長 それで出発時間は何時ごろか。

桐林次長 まだちょっと詳細は。

坂本会長 10時半には出にゃいけんだないか。ひとつ大森先生は私もよく知っておりますし、それから合併についてもいろんなところでいろいろお話しなさせておれまして、その分野では大先達であります。ぜひみんなで講演会を聞いて勉強したいと思いますので、御参加方よろしくをお願いします。

そういたしますと、皆さん方の方で何かございませんでしょうか。

岡田委員。

岡田委員 1点お願いしたいと思います。

実は、本日の会議の冒頭に会長さんの方から地域協議会の話がちらっと出たわけです。いろいろ合併によって生まれる新市町村の運営の中で、住民重視を基盤とする地域協議会の存在というものが随分、全体にも訴えられておるようでございます。当然、西伯、会見両町においてもそういったものが生まれてくるのではなからうかと思いますが、その場合の一つの規模として、旧村、旧村という7カ村ですわね。旧村ぐらいの範囲の規模も一つの範囲として考えられるのではなからうかということがちらっと来たもんでございますから、その点についてはいろいろ今後論議が行われるだろうと思いますが、その拠点とな

るところが問題でございますけれども、西伯町さんの場合は地区公民館というのが、5館ですか6館ですか、あるはずでございます、これはほぼ旧村単位で施設があると。会見町の場合は、ちょっとそういうわけには相ならんわけでございますが、たまたまそこへもってきて、JAが支所統合というのをやるわけですね。私の地元の賀野支所あたりもこの秋、どうも機能停止して統廃合すると。それについて、その施設の身の振り方について、実はJAの組合に対してアンケートがあったわけです。この集約の結果というものは聞いておりませんが、もしその身の振り方について、先ほど申し上げましたようなことで公に譲っていただいて、そこが地域協議会の一つの拠点にでもなるというようなことになれば非常に有効ではなかろうかなというような感じを合併連鎖反動的に出たわけでございます。その辺をひとつ御検討を今後いただくようなことがあればというふうに思いますので、一応発言させていただきました。

坂本会長 私も地域協議会のことをお話ししたんですけれども、これは全国町村会でもそういう自治組織というものをやった方がええということを言っております。それで、今想定されているのは、どうも旧村ではなく、旧町ぐらいの単位が想定されているようです。その親分を公選でやるのか、あるいは指名して、その地域協議会の会長を町長が指名して、さっと議会の同意を得てするのかとか、いろんなやり方があるようですが、これはまだ検討中だというように聞いております。ただ、そういう地域協議会のようなものを余り強化しますと合併の意味もまた薄れるというようなこともありまして、しかしそうかと言って、合併をある程度促進するにはそういう、一方で手当てをしながらやった方が合併の促進には役立つのではないかという両論があって、そこが今いろいろすり合わせをなさっておるというような状況です。

JAの支所統合のことなんですけれども、廃止後のその建物ということなんですけれども、これはもうちょっと地域協議会の議論の方向というようなものが煮詰まりませんと、ちょっと触手を動かすいうわけにならんのではないかなって思うわけです。どのような機能を持たせるかということにもう一つかかってくるし、それから旧町というような一つの枠組みが仮にはめられるとしますと、果たしてそういう小さなJAの支所ぐらいで機能が果たせるっていうようなこともあるということですね。これはもうしばらく見にやいけんと思います。

岡田委員 西伯町さんの場合は、支所統合によってなくなるというところはございますか。

坂本会長 支所統合で3つ支所がなくなるということでございます。

ほかに皆さん方の方で何かございませんか。

ないようでございますので、きょうの合併協議会、第9回の会議でございますが、以上で閉会にいたしたいと思えます。

閉会に当たりまして、三鴨副会長さんの方からごあいさつをいただいて終わりにしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

三鴨副会長 熱心な協議をありがとうございました。事務局も大変いい説得力ある資料を出していただきまして、大変皆様からも建設的な意見をいただいて、本当に気持ちのいい、スムーズな協議会ができておりますことをありがたく感謝をいたします。

しかし、会見町の場合、新聞報道等で御案内のとおり、たびたび言いますように署名活動をしておりまして、このたびも向こうが、再度署名活動を起こして、きのう選挙管理委員会でどうも審査した結果、署名者が555名ということで、きょうから11日まで閲覧が行われ、どうも新聞で見ますと、12日の日に正式な請求書が出るという段取りに入っております。

ただ、繰り返して言うておりますように、私は法に沿った対応をしていきたいということしております。ただ、気持ちの中では、なぜここまでしなければいけないのかなという思いが強うございます。4月の27日の日に地方統一選挙がございまして、議員の12名のうち9名の方が2町合併ということを主張されながら、再任を受けられた。これが私は民意だと思っております。ところが、それは民意ではないということをお米子の方はおっしゃって、アンケートをとらなければいけないということをお主張しておられます。こちら辺はもうどうしようもない世界でございまして、真摯に受けとめ、またきちんとそこを法に準じてやっていきたいということでございます。今後、すぐに米子市に、米子との合併協議会を受けていただけるかどうか、これを確認し、そしてその状況で議会と相談をしながら、臨時議会にするのか、あるいは9月の定例議会でそれを持っていくのか、こちら辺を協議をしながら、正式なものが出ればできるだけ早くそこら辺の結論を出してはいきたいと思えますが、ひとつ皆さん方には大変御迷惑なり、御心配をおかけするわけですが、ひとつ御理解のほどを賜りたいと思えます。どうもきょうはありがとうございました。

(午後4時30分 閉 会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員